

## 平成30年度境港市介護保険運営協議会（第3回） 会議録

■ 日 時：平成30年11月16日（金）午後1時50分～午後2時45分

■ 場 所：境港市役所 第一会議室

■ 日 程

1 開会

2 運営協議会の運営について

（1）会長あいさつ

3 協議事項

（1）境港市介護保険運営協議会設置要綱の改正について

（2）居宅介護支援事業所の指定について

（3）介護予防・日常生活支援事業 訪問型サービス事業所の指定について

（4）境港市地域包括紫煙センターの運営について

4 報告事項

（1）第7期境港市高齢者福祉計画・境港市介護保険事業計画の進捗状況について

5 その他

6 閉 会

■ 出席者（敬称略）

（委 員）足田 京子、荒井 祐二、稲賀 潔、來間 美帆、遠藤 勲、高木 敏行、  
佐々木 憲子、松本 幸永、山本 英輔

（事務局）

佐々木 真美子（福祉保健部長）、坂田 卓宏（長寿社会課長）

竹内 真理子（地域包括支援センター所長）

真木 由紀子（長寿社会課高齢者福祉係長）、井上 千恵（同介護保険係長）

（欠 席）阿部 暁子

（傍聴者） なし

■ 会議録（要旨）

1 開会（坂田長寿社会課長）（13:50）

運営協議会の運営について

【事務局】 本日は阿部委員から欠席の連絡をいただいている。合計9名の出席であり、設置要綱第6条第2項の規定により委員の過半数の出席があるので、この会議が成立していることを報告する。

（進 行）これより会長に進行を代わる。

2 協議事項

（1）境港市介護保険運営協議会設置要綱の改正について

【会 長】 日程2の協議事項に入る。「（1）境港市介護保険運営協議会設置要綱の改正について」事務局から説明を。

【事務局】（資料：協議事項①1頁）法改正により、平成30年度から居宅介護支援事業

所の指定を市がすることになった。指定に関することや指定基準などは介護保険運営協議会において協議されるが、設置要綱の所管事項になっていないため要綱の整理を行うとともに、要綱第2条第1項第1号から第4号まで地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業について定めてあるものを、一つの号にまとめるというもの。

【会 長】ただ今の説明について、ご意見・ご質問等があれば、お願いします。

【委 員】資料の要綱第2条の「センター」とは「境港市地域包括支援センター」のことか。

【事務局】資料の表には記載されていないが、要綱第1条で「境港市地域包括支援センター」を「以下センターという。」と規定している。

【委 員】了解。

【会 長】他にご意見等がないようでしたら、「(1) 境港市介護保険運営協議会設置要綱の改正について」ご承認いただけるか。

【委 員】(承 認)

## (2) 居宅介護支援事業所の指定について

【会 長】「(2) 居宅介護支援事業所の指定について」事務局から説明を。

【事務局】(資料：協議事項②1～2頁) 現在、米子市で営業しているケアプラン孫の手の事業主体であるティーアンドディー有限会社が、今年度、境港市夕日ヶ丘に障がい福祉サービス事業所をオープンしたことから、拠点を同所在地に移すことになり、居宅介護支援事業所の新規指定の申請があったもの。

居宅介護支援とは、介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望に沿ってケアプランの作成を行うもので、参考までに、現在市内には7つの事業所がある。

【会 長】ただ今の説明について、ご意見・ご質問等があれば、お願いします。

【委 員】拠点を境港市に変えるだけで、米子市と境港市が対象となり、定員60人は変わらないか。

【事務局】米子市の事業所を廃止し、境港市の事業所に拠点を移すというもので、居宅介護支援事業所の実施区域のエリアとしては、今までも境港市と米子市を股にかけていたが、拠点の変更後も実施区域は変わらない。

【会 長】他にご意見等がないようでしたら、「(2) 居宅介護支援事業所の指定について」ご承認いただけるか。

【委 員】(承 認)

## (3) 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス事業所の指定について

【会 長】「(3) 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス事業所の指定につ

いて」事務局から説明を。

【事務局】（資料：協議事項③1～2頁）今回申請のあった事業所は、米子市の「いきいきヘルパーステーション上後藤」。平成30年3月31日まで総合事業のみなし指定を受けていたが、境港市の利用者が無いという理由で4月1日からの指定更新を行わなかった。今後、利用の見込みがあることから、今回、新たに指定申請があり、指定日は来年1月1日を予定している。  
なお、指定の基準となる人員、設備、運営は基準を満たしていることを確認している。

参考までに現在の事業所の指定状況は資料掲載のとおり。

【会 長】ただ今の説明について、ご意見・ご質問等があれば、お願いします。  
ご意見等がないようでしたら、「(3) 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業所の指定について」ご承認いただけるか。

【委 員】（承 認）

(4) 境港市地域包括支援センターの運営について

【会 長】「(4) 境港市地域包括支援センターの運営について」事務局から説明を。

【事務局】（資料：協議事項④1頁）平成30年4月より1名増員し、地域包括支援センターを運営しているが、相談件数が増加傾向にある。4月から9月までの一人あたりのケアプラン件数が43.1件となっているが、高齢者人口は、今後も75歳以上の増加が予測され、相談件数も増加することが見込まれるため、できれば1月から地域包括支援センターへの出向職員の1名増を考えている。

【会 長】ただ今の説明について、ご意見・ご質問等があれば、お願いします。  
ご意見等がないようでしたら、「境港市地域包括支援センターの運営について」ご承認いただけるか。

【委 員】（承 認）

### 3 報告事項

(1) 第7期境港市高齢者福祉計画・境港市介護保険事業計画の進捗状況について

【会 長】日程4の報告事項に移る。

「(1) 第7期境港市高齢者福祉計画・境港市介護保険事業計画の進捗状況について」事務局から説明を。

《給付実績・被保険者数・認定者数》

【事務局】（資料：報告事項①1～6頁）市町村は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活など、包括的な支援体制を整えると

いう目標達成に向けて、継続的に取組を改善し、保険者機能を強化することが求められている。

そのためには適切な進捗管理が重要であり、取組の進捗状況を確認しつつ地域課題の改善程度や新たな課題を把握し、介護保険事業計画に記載した目標に向けた取組の実行、及び評価と見直しを繰り返し行うことが必要。

そこで、9月末時点の第1号被保険者数及び認定者数の実績と計画を比較し、平成29年度の給付実績を比較することで、計画の進捗状況を確認している。

#### ■被保険者数・認定者数の推移

第1号被保険者数は、この3年間、毎年約1%ずつ増加しているが、認定者数はこの1年間で急増している。介護度別では、要支援者が539人から669人と130人増える一方、要介護者は1,570人から1,509人と61人減少しており、要支援者の増加により認定者数が増えているのが分かる。

#### ■被保険者数・認定者数の計画値との比較（平成30年9月末時点）

第1号被保険者数は、計画の10,808人に対し、実績10,836人と、ほぼ計画通り推移。

要介護認定者数は、計画値より99人多くなっている。内訳では、75歳以上の要支援者が計画値を大幅に上回って増加していることが分かる。

#### ■サービス利用者数について

##### ①施設・入所サービスの利用者数

入所系サービスは、市内の施設数に変わりがないため、概ね計画どおりに推移。認知症対応型共同生活介護は、平成28年度末に新たな定員18人のグループホームが整備されたため利用者数が増加。

##### ②在宅サービス（訪問）の利用者数

訪問サービスのうち、訪問入浴介護と居宅療養管理指導の利用者数は、見込みほど伸びていない。訪問介護、訪問リハビリテーションは、概ね計画どおりだが、訪問介護は、年々利用者が減少している。これは要支援者の増加に伴い、総合事業利用者が増加していることが理由だと考えられる。

##### ③在宅サービス（通所）の利用者数

通所サービスのうち、通所介護は、訪問介護と同様、総合事業利用者の増加に伴い利用者は減少傾向。地域密着型通所介護は、新規事業所の開設もあり、利用者数は増加している。

##### ④短期入所サービス等の利用者数

短期入所、特定福祉用具販売、住宅改修は、見込んだほど利用者は伸びていない。また、居宅介護支援も要介護認定者が増えていないため、利用者が増えていない。しかし、福祉用具貸与は、計画以上に利用者が増えている。

#### ⑤地域密着型サービスの利用者

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用定員の半数程度しか利用がない状態が続いている。認知症対応型通所介護は、1事業所が休止中のため、7割程度の利用に留まっている。小規模多機能型居宅介護は、平成29年度の開設を見込んでいた新規事業所の開設が年度末になったため、利用者数には反映されていない。

#### ■総給付費について

第6期計画中の総給付費は、認定者数の伸びが見込みを下回り、計画より緩やかな増加で、平成27年度から平成29年度にかけて約4億円(12.4%)の増加を見込んでいたものが、約9百万円(0.3%)の伸びに留まったため、計画値より約4億3千万円少ない実績となった。

#### 《取組と目標の進捗管理》

(資料：報告事項②1～23頁)

介護保険法の改正により、市町村の策定する計画には、自立した日常生活の支援や介護予防、要介護状態の軽減や悪化の防止、介護給付等の適正化などに関する施策や目標を定めることになった。本市では、第7期境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で取り組むべき施策を定め(資料1頁)、取組について評価した。

#### ■地域のネットワークづくり

地域包括支援センターを中心に、高齢者の方々が生活する上での課題の整理や問題解決に向けた支援方法の検討を行うことが重要。

第7期計画では、地域包括ケアの推進として、センターの機能強化、地域での見守り体制の充実を図ることとしている。

#### ①地域包括ケアの推進について

地域ケア会議や多職種連携研修会等を開催し、3つの課題(課題1「認知症の早期発見と対応について」、課題2「フレイル対策について」、課題3「外出が難しい方へのサービス支援」)に整理し、認知症ケアパスや関係機関の関連図、フレイル対応策の一覧表の作成を行い、課題3は、引き続き来年度に具体策を協議していくこととしている。

#### ②地域包括支援センターの機能強化

事業実績をまとめながら、出向職員の増員や業務の効率化等を検討する。

### ③地域での見守り体制の充実

生活支援コーディネーターが自治会の集まりなどに出向き、地域での支え合いの必要性を啓発している。

現在、地域のネットワークづくりに取り組んでいる地区が市内5地区あるため、全市に取組が広がるよう、引き続き啓発と地域団体の取組についての指導助言を行っていく。

## ■地域資源を生かした多様な介護予防と社会参加の推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、高齢者が社会活動や介護予防に参加する条件として、地域で気軽に参加できる活動や場所があることが上がっていた。第7期の取組では、①健康づくりと介護予防の推進、②介護予防・日常生活支援総合事業の実施、③介護予防・生活支援サービスの体制整備、④社会参加といきがづくりを柱に行うこととしている。

### ①健康づくりと介護予防の推進

住民自身が、地域で自主的な活動を実施、継続できる意識づけ、環境づくり、事業効果の立証が必要。そのために「栄養」「運動」「社会参加」の健康長寿のための3つの柱と地域づくりの視点を取り入れ、住民自身の自分事化と継続可能な体制づくりとして「フレイル予防事業」を中心に、「いきいき百歳体操」実施の広がりや定着化を住民の方々とともに進めている。

### ②介護予防・日常生活支援総合事業

従来の介護予防サービスに相当するものに加え、多様な主体によるサービスを実施しており、現在、老人福祉センターを会場に、体操や脳トレなどを行う通所型サービスを境港市社会福祉協議会に実施していただいている。

### ③介護予防・生活支援サービスの体制整備

高齢者の生活を支援する仕組み、体制づくりを行うこととしている。地域の中で課題や資源について話し合い、問題解決に取り組むことができる体制づくりに向け、生活支援コーディネーターが地域の支援を行っている。

### ④社会参加といきがづくり

高齢者の学習や就労の機会を創出するとともに、高齢者が様々な組織や団体の活動を通して介護予防や生活支援のサービスの担い手となり、活動していくことを促進することとしている。

高齢者クラブやシルバー人材センターの活動を支援するとともに、ボランティアの活動促進を図っていく中、今年度は、介護施設にボランティアの受入状況等を調査する予定。

## ■医療と看護の連携体制づくり

医療と介護が連携し、地域で総合的なサービスが提供できる体制を作っていくことが必要。

第7期計画では、地域包括ケア推進事業の中で、多職種と連携し、地域の医療と介護連携の実態や課題等を把握し、各取組を一体的に実施している。

計画に示す8項目（地域の医療・介護資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、医療・介護関係者の情報共有の支援、在宅医療・介護連携に関する相談支援、医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発、在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携）を実施し、進捗状況を確認していく。現在の実施状況は、市独自、西部圏域全体での取組により進めている。本項目については、他市町村、西部医師会、西部福祉保健局など、西部圏域全体で考えていくことが重要だと考えている。

## ■認知症の理解と普及啓発、予防と早期対応等の推進

高齢化が進むとともに、認知症になる高齢者も増えていく現状。また、介護者の主な不安は、「認知症の症状への対応」が一番多く、認知症の方やその家族への支援強化が必要。

第7期計画では、認知症の予防、早期診断・対応の支援、権利擁護の推進を柱に取り組むこととしている。

### ①認知症の予防、早期診断・対応の支援

地域包括支援センターに設置している認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の活動を中心に、相談体制の充実や講演会、自主活動である認知症予防サークル活動の支援、認知症サポーター養成講座の継続実施など、予防活動を継続する。

### ②権利擁護の推進

成年後見制度の活用促進に向け、制度の啓発や経済的理由で制度が利用できないことのないよう、利用利用に係る費用の助成制度の充実、相談・支援体制の構築を図ることとしており、現在、関係機関と協議を進めている。

## ■在宅介護を支える基盤の整備

在宅介護を支える基盤整備で必要なのは、介護者の状況や高齢者の実態に合わせてきめ細かいサービスを受けることのできる体制の構築や介護人材の確保、サービス提供事業所の状況確認。

第7期計画では、地域密着型サービスの整備、介護や介護の仕事の理解促進

事業、介護相談員派遣事業、事業所への実地指導を柱に取り組むこととしている。地域密着型サービスの整備については、現時点での第1号被保険者数の見込みや有料老人ホームが今年度末に新たに整備されることを考えると、計画どおり新たな事業所の整備は必要ないものと考えており、今後もサービス提供体制を確認する。

介護や介護の仕事の理解促進事業については、中学校と出前講座の日程調整を行っており、開催後アンケートを実施し内容や効果について検証する予定。介護相談員派遣事業は、概ね3カ月に1回、市内のすべての通所・入所系のサービス事業所で実施できているため、引き続き各事業所を訪問し、相談体制の充実を図っていく。

事業者への指導監査の実施については、鳥取県との合同または市単独で定期的な実地指導を計画しており、今年度も予定事業所すべてについて実地指導を行いたいと考えている。

#### ■自分にあった住まいや施設の充実

現在の第1号被保険者の状況から、新たな整備は必要ないと考えており、高齢者の住まいを心身の変化に応じて住みやすい環境を整え、住み慣れたまちで生活が維持できるよう支援する。

具体的には、高齢者住宅改良費助成事業により、風呂やトイレの改造費用の一部を助成して在宅生活ができるよう支援し、高齢者が心身の状況、生活状況に応じて住まいが選択できるよう、高齢者向けの住宅に関する情報を提供するなど支援していくこととしている。

制度や情報について、少しでも多くの方に知っていただけるよう、引き続き窓口等で案内に努めていく。

【会 長】かなり広範囲の説明。ご意見・ご質問等があれば、願います。

【委 員】（医療と介護の連携体制づくり①在宅医療・介護連携推進の具体的な取り組み：報告資料②12頁）総合相談窓口について、地域包括支援センターでは高齢者を中心に相談業務を行っているが、国の方針では、高齢者だけではなく、障がい者、あるいは子育て、貧困、生活保護など、総合的な福祉の窓口を一本化すべきではないかと、ワンストップにした方が市民が利用しやすいという方向で検討しましょうということになっている。具体的に包括支援センターに全て担えというのは無理だと思うが、市役所の方で、そのような福祉の総合相談窓口の一元化を検討しているか。

【事務局】国の方針は地域包括ケアの進化・推進ということで、共生社会の実現をめざして窓口の一本化という流れは承知している。担当等も国の研修会に出席している。めざしていかなければならないと考えているが、まだ、地域包括支



援センター自体が落ち着いた状態ではなく、1名増やしという状況にあり、まず落ち着いた体制になってから、向かっていくべきと考える。

現在でも高齢者の方の案件については、高齢者だけでなく、その世帯の状況、その中に若い方で障がいのある方がいらっしゃるとか、色々なケースがあるため、世帯全体を考えて支援するように、常々センターの職員に伝えており、現在でもそのような方向で進めているのでご理解いただきたい。

【委員】理解した。

ひとつ提言として、市民交流センターが完成した段階で、福祉関係をセンターに移すとか、また福祉に限らず関連する課を一か所に集約するなど、市民があっちこっち行かなくて良いように検討してみてもどうか。

【事務局】交流センターに包括支援センターを配置することはできないかと、今年3月頃に市長から話があり検討してみたが、福祉関係が一手にとりか包括支援センターに移すには、スペースが既に固まっており、拡大するのは難しいとの結論。ただ、包括支援センターは評判が良く、1階で福祉課からも長寿社会課からも近いところに、将来的にその方向で進めていく必要があると思っているため、もう少し慎重に時間をかけて検討したい。

【委員】高齢者見守りネットワークが実施できている地区が4地区とのことだが、具体的にどこか。

【事務局】地区によって、取組は大小様々だが、渡、外江、上道、余子地区（竹内町）の4地区で、今年度から小篠津町が取組を始めている。

【委員】地区によって取組方が異なっているのか。

【事務局】上道は地区全体、竹内町や小篠津町のように町ごとなど、取組は様々。

【委員】（資料14頁）現状と課題の中で、介護者の主な不安で、支援強化が必要とあるが、まだ取り組んでいないということか。

【事務局】第7期計画策定段階の課題として示したものの、今、それを受けて認知症の方、そのご家族の支援に取り組んでいるところ。平成29年度後半1月から開設している「おれんじカフェさかいみなど」では、認知症の方、地域の方が集いお茶を飲みながら情報交換を行ったり、話をするすることで、介護しているご家族の方の気持ちの負担軽減を図っており、第7期では、内容の充実に向けて取組を進めているところ。

【会長】その他、ご意見、ご質問等はないか。

【委員】（意見等なし。）

#### 4 その他

【会長】それでは「4 その他」について、事務局から何かあるか。

【事務局】特になし。

【会 長】委員の皆様からは何かあるか？

【委 員】特になし。

## 5 閉 会

（会 長） それでは全ての日程が終了したので本日の会は閉会とする。

14：45終了